資料１

知的財産人材育成総合戦略
第１期の評価について（案）

平成２０年３月４日
知的財産戦略本部
知的財産による競争力強化専門調査会

目次

１－１．知的財産人財育成総合戦略

① 経緯

② 目標

③ 実施期間

１－２．第１期の評価について

２－１．評価結果の概要

２－２．第２期の重点戦略の概要

３－１．知的財産専門人材に係る評価

① 弁理士

② 企業の知的財産担当者

③ 大学・TLOの知的財産担当者

④ 法曹人材

３－２．知的財産専門人材に係る課題

４－１．知的財産創出・マネジメント人材に係る評価

４－２．知的財産マネジメント人材に係る課題

５－１．知財民度に係る評価（児童・生徒・学生）

５－２．知財民度に係る課題

６－１．研修機関に係る評価

６－２．研修機関に係る課題

１－１．①知的財産人材育成総合戦略　－経緯－

知的財産の重要性の高まり

量が不足

知的財産人材の量の不足が懸念されており、今後、十分な数の知的財産人材を確保・育成することが必要。

質が不十分

知的財産を取り巻く環境の変化に対応するため、知的財産人材の質的向上が喫緊の課題。

育成の特性

1. 人材の育成には時間がかかる。
2. 教育や研修を有機的に連携する必要がある。
3. 多種多様な人材の全般にわたり計画的に育成する必要がある。

10年間の知的財産人材育成の方向性を示す「知的財産人材育成総合戦略」の策定

「知的財産推進計画2005」で提起された知的財産人材の育成に係る施策を更に具体化し発展させるために、知的創造サイクル専門調査会において、2006年1月にとりまとめられた。

１－１．②知的財産人材育成総合戦略　－目標－

【３つの目標】

１　「知的財産専門人材」の量を倍増し、質を高度化する

２　「知的財産創出・マネジメント人材」を育成し、質を高度化する

３　国民の「知財民度」を高める

知的財産専門人材	知的財産の保護・活用に直接的に関わる人材 〔企業の知的財産担当者、弁理士、産学連携従事者、審査官など〕
知的財産創出・マネジメント人材	知的財産を創造する人材、 知的財産を活用した経営を行う人材 〔研究者・技術者、企業の経営者・経営幹部など〕
知財民度	国民が知的財産マインドを持ち、知的創造を行い、他人の知的財産を尊重すること

１－１．③知的財産人材育成総合戦略　－実施期間－

戦略の実施に当たっては、実施期間を３つの期間に分ける。
第１期から第３期までの期毎に評価を行い、評価の結果に応じて適切な措置を講ずることとされている。

【各期における知的財産人材育成活動への期待】

第１期：　２００５年度～２００７年度

①人材育成に係る基盤の整備と知的財産教育の実践環境の整備

②知的財産に関する教育・研修機関等における先進的な取組の他機関への展開と教育・研修・研究機能の底上げ

第２期：　２００８年度～２０１１年度

①第１期で整備された教育環境の下、人材育成活動の更なる加速

②各教育・研修機関等における、より特色を打ち出した活動の展開

第３期：　２０１２年度～２０１４年度

知的財産人材に対する需要を見据えた人材育成活動の展開

１－２．　第１期の評価について

第１期の評価に関し、次の方針で作業を行う。

○3つの目標が対象とする人材（知的財産専門人材、知的財産創出・マネジメント人材、国民）ごとに、人材育成に係る環境の整備状況を評価するとともに、先進的な教育・研修機関の取組の展開状況を評価。

○評価結果を受けて、第2期（2008～2011年度）に向けた重点戦略を提示。

○重点戦略は「知的財産推進計画2008」に反映。

２－１．　評価結果の概要

弁理士研修制度が充実するなど、人材育成の環境整備は進展しており、企業の知的財産担当者や弁理士を中心とした専門人材の数も増加している。

また、「知的財産人材育成推進協議会」が創設され、研修機関間の情報交換が始まった。

ただし、下記のような問題点がある。

○知的財産法制や知的財産の保護・権利化に係る知識を習得する環境は整備されたものの、知的財産を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材の育成は不十分。

○大学・TLOにおいて、技術移転を含めた知的財産関連業務を担当する者の育成が不十分。

○中小企業において、知的財産関連業務を担当する者はまだ少ない。

○国民の間に知的財産マインドを広める取組は進められているものの、その広がりは十分ではない。

２－２．　第２期の重点戦略の概要

「総合戦略」にもあるとおり、第２期（２００８～２０１１年度）においては、知的財産を経営戦略に組み込む企業が増え、知的財産人材の活躍機会が拡大することが想定される。

このため、第２期においては、下記の戦略に注力すべき。

○経営・事業戦略への知的財産戦略の組み込みを促進するためには、
・知的財産専門人材に経営・事業に関する知見を習得させることが必要。
・大企業はもちろん中小企業においても、経営・事業戦略に携わる人材に知的財産マネジメントを習得させることが必要。

○時代の要請に基づく、オープン・イノベーションに対応するためには、技術移転等を活用した事業の活性化が必要であり、これを総合的にプロデュースする人材を育成することが必要。

○国民全体に知的財産マインドが広がるよう、各学校段階に応じた知的財産教育を更に推進することが必要。

○以上の３点を踏まえて、その時代の社会のニーズにあった人材育成策のより一層の充実を図る。

第1の目標 「知的財産専門人材の量を倍増し、質を高度化する」

3－1．　①弁理士

2000年 弁理士法改正 ⇒ 弁理士試験内容の簡素・合理化 ⇒ 弁理士人口の量的拡大

2007年 弁理士法改正 ⇒ 実務修習制度と継続研修制度が導入 ⇒ 弁理士の資質の維持及び向上

弁理士数の推移

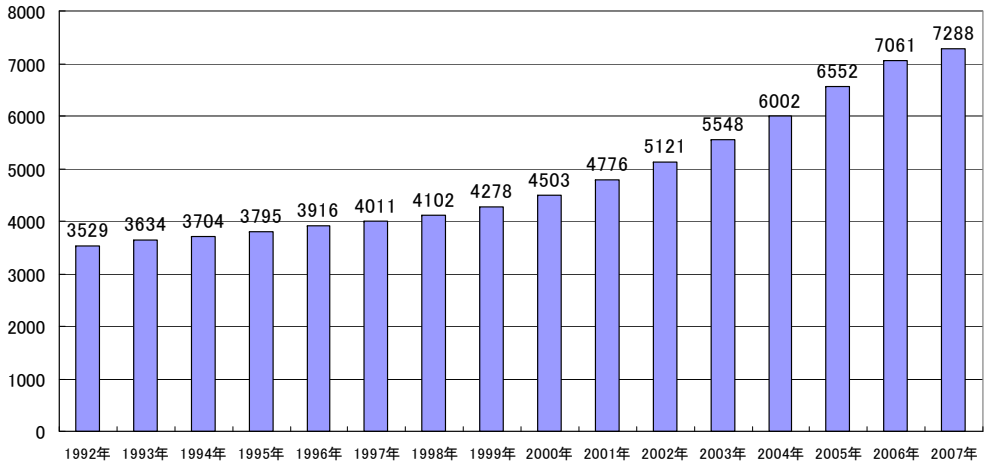

※人数は各年末現在。ただし、2007年については10月現在。

（出所） 特許庁「平成19年度弁理士試験の結果について」（ウェブサイト）
2007年11月

研修制度の導入

弁理士の実務修習制度等に関する検討会の開催

研修制度の具体的な策定に当たり、「弁理士の実務修習制度等に関する検討会」を平成１９年６月より、４回開催し、同年１０月に報告書として取りまとめた。

○座長：吉原　省三　弁護士・弁理士

実務修習制度の導入　施行日：平成20年10月1日

○弁理士登録をしようとする者に対して、実務能力の担保を図る実務修習制度を導入。

・修習時間：約3ヶ月程度で72時間
・修習方法：eラーニング及びスクーリング
・科目免除の在り方
（実務経験者、弁護士、特許庁の審査・審判官） 等

項目	実務修習のカリキュラム（予定）
共通	弁理士法、弁理士倫理、弁理士業概論 出願手続、条約、知財に係る施策、審判の概要　等
特許 実用 意匠 商標	審査基準、クレームの作成・解釈、情報調査 明細書の在り方（読み方・作成）概論及び演習 審査対応・概論及び演習、意見書・補正書 ＰＣＴ出願、マドプロ出願、類否判断　等

継続研修制度の導入　施行日：平成20年4月1日

○専門的能力の維持・涵養の観点から、弁理士が研修を定期的に受講することを義務化。

・研修時間：5年間で70時間以上
・研修方法：eラーニング及びスクーリング
・免除の在り方
（業務を行わない正当な理由がある場合） 等

項目	継続研修のカリキュラム（予定）
倫理 （必修）	顧客への説明責任、利益相反、守秘義務　等
業務 （必修）	工業所有権法令・条約、審査基準 中小企業向け知財施策　等
業務 （選択）	出願・登録の手続及び実務、明細書作成実務 審査・審判対応実務、拒絶対応実務 民法・民事訴訟法、知財管理、先端技術　等

（出所） 産業構造審議会第12回知的財産政策部会 「新弁理士法施行に向けた取組状況」 2008年1月

3－1．　②企業の知的財産担当者

知的財産専門職大学院の開設や知的財産検定の実施などにより、企業の知的財産担当者が知的財産の専門知識を習得する環境が整いつつある中、2004年と比較して知的財産担当者数は増加している。
中小企業においては、知的財産関連業務を担当する者はまだまだ少ない。

企業等の知的財産担当者数の推移

注:「知的財産担当者」には、産業財産権の発掘から権利取得、維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。

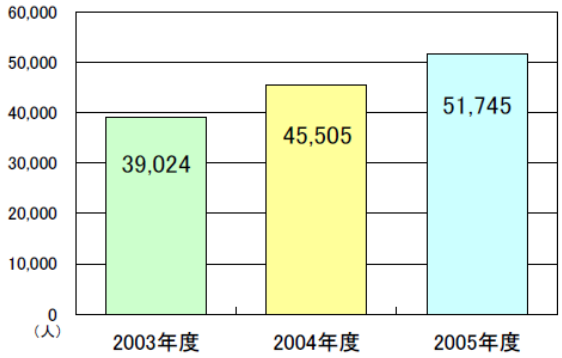

（出所） 特許庁 「平成18年知的財産活動調査報告書　結果の概要」

資本金階級	1社あたり平均知財担当者数（2005年度）
1億円未満	1．1人
100億円以上	22．6人

特許庁 「平成18年知的財産活動調査報告書」に基づいて計算

知的財産専門職大学院

東京理科大学　専門職大学院　総合科学技術経営研究科　知的財産戦略専攻（2005年度開設） 募集人員80名（2008年）
大阪工業大学　知的財産専門職大学院　知的財産研究科（2005年度開設） 募集人員30名（2008年）

修了生には社会人も多く（6割程度）、大学院での教育が企業におけるキャリアアップにも利用されている。
多くの新規就職対象者が企業に就職して、知的財産関連業務に配属される予定である。

知的財産検定

知的財産教育協会において、第1回の検定が2004年に実施。
これまで11回実施され、申込者数の累計は約35000人。
特許、意匠、商標、著作権、不正競争防止法、独禁法などについて出題がなされる。

2007年10月の職業能力開発促進法施行令等の一部改正によって、厚生労働省所管の国家検定である技能検定制度において対象職種として追加された。

3－1．③大学・TLOの知的財産担当者

知的財産担当部門を設置する大学の増加に伴って、大学やTLOの知的財産担当者数は増加している。

産学官連携コーディネーターの配置などにより、大学やTLOの知財管理体制の整備が進んでいる。

教育機関（大学等）・TLOの知的財産担当者数の推移

注：「教育機関（大学等）・TLO」には、大学、TLOだけでなく、専門学校等も含む。

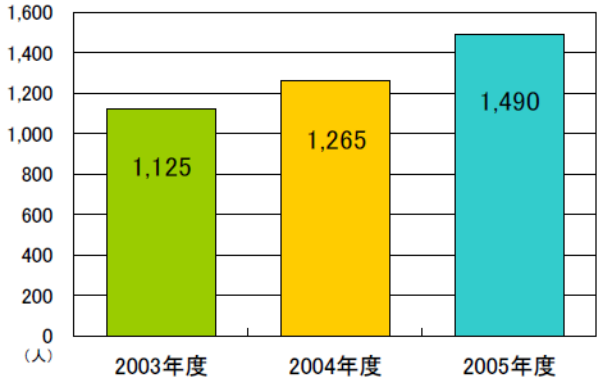

（出所）特許庁「平成18年知的財産活動調査報告書　結果の概要」

	1機関あたり平均知財担当者数（2005年度）
教育・TLO・公的研究機関・公務	5．4人

特許庁「平成18年知的財産活動調査報告書」に基づいて計算

産学官連携コーディネーター配置図（2007年度）

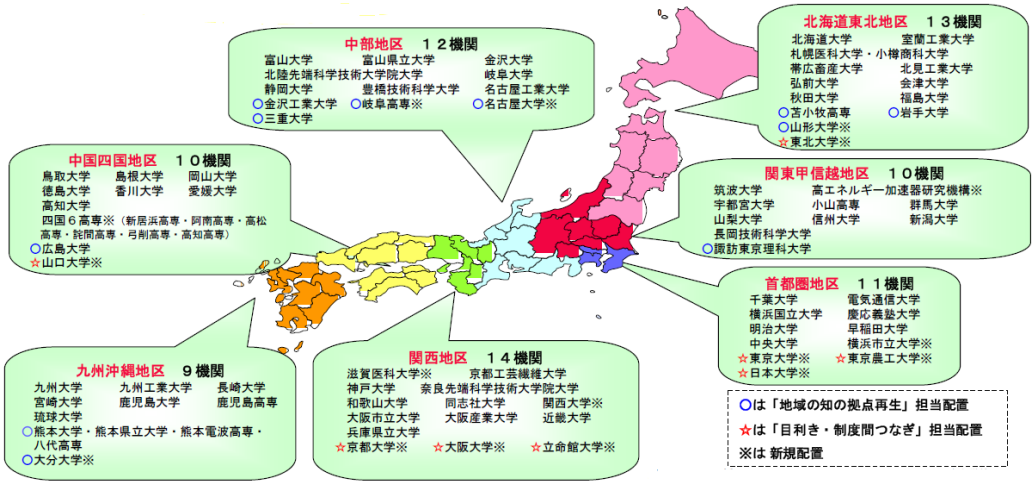

（出所）文部科学省「平成19年度産学官連携コーディネーター配置機関の公募の結果について」（ウエブサイト）

3－1．　④法曹人材

全ての法科大学院において知的財産関係の授業科目が開設され、知的財産法を選択する新司法試験合格者が出てきた。

2005年4月に、弁護士知財ネット※が設立されるなど、知的財産に強い弁護士を育成するための環境整備が進められている。

2005年4月に、知的財産高等裁判所が設立されたこともあり、法曹界における知的財産に関する意識が高まっている。

（※）弁護士知財ネットは、知的財産関連業務における地域密着型の司法サービスの充実と拡大を目指した全国規模のネットワークで、各地域会の会員弁護士によって構成されている。
現在、弁護士約1000名が参加。

新司法試験における合格者の選択科目別人員・割合

選択科目	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法（公法系）	国際関係法（私法系）
2006年新司法試験	237人（23．5%）	55人（ 5．4%）	109人（10．8%）	159人（15．8%）	331人（32．8%）	46人（ 4．6%）	18人（ 1．8%）	54人（ 5．3%）
2007年新司法試験	456人（24．6%）	100人（ 5．4%）	175人（ 9．5%）	298人（16．1%）	591人（31．9%）	97人（ 5．3%）	30人（ 1．6%）	104人（ 5．6%）

（出所） 法務省 「平成18年新司法試験の結果について」（ウェブサイト）及び「平成19年新司法試験の結果について」（ウェブサイト）

３－２．　知的財産専門人材に係る課題

産業競争力の強化の観点から、特許の戦略的活用、知的財産戦略と事業戦略との連携がますます重要視されている。

経営・事業戦略に知的財産戦略を組み込むことができる知的財産専門人材を育成するために、知的財産以外の周辺領域に係る能力を強化すべきではないか。

例えば、

- ○企業の経営・事業戦略をサポートする知的財産の保護や活用を図ることができる弁理士や弁護士の育成を強化すべき。
- ○経営や事業に関する知識も用いつつ、会社の知的財産戦略を他部門に対して浸透させることができる知的財産戦略スタッフの育成を強化すべき。
- ○TLOにおいても、企業とともにビジネスプランの構築を行うビジネスプランナー等の機能を併せ持つ人材を育成すべき。

4－1．　知的財産創出・マネジメント人材

知的財産に関する授業科目を開設する大学が増加し、様々な学部・研究科において知的財産の知識を習得する環境が整備されつつある。

知的財産権に関する授業科目を開設している大学

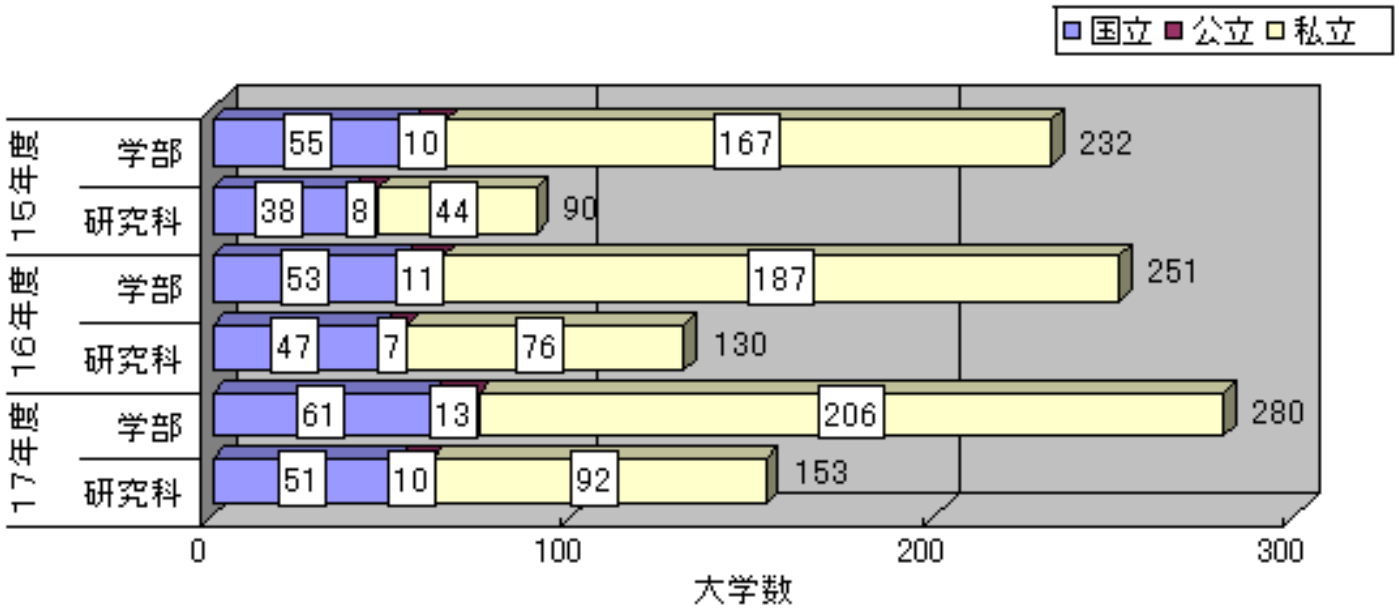

（出所） 文部科学省 「大学における教育内容・方法の改善等について」（ウェブサイト）

4－2. 知的財産マネジメント人材に係る課題

産業競争力の強化を図る上で、経営系の人材が知的財産について学ぶ機会が少ないとの指摘がある。

また、技術移転を事業創出に結びつけて産業競争力の強化を図るためには、価値ある知的財産を見出し、それを他の様々な経営資源と有効に結びつけて実際の事業化まで関与する総合プロデュース機能が必要だが、これを発揮する人材が少ないとの指摘がある。

知的財産戦略を産業競争力の強化に結びつけられる知的財産マネジメント人材の育成を強化すべき。

例えば、

- ○経営・事業戦略に携わる人材が知的財産に明るくなってもらうために、経営系の人材（学生や教員を含む）に対する知的財産教育を充実すべき。
- ○総合プロデュース機能を複数の人からなるチームで達成する際に必要なリーダを育成する必要がある。
- ○事業機会が人材を育てる面もあることから、知的財産マネジメント人材の育成は、事業機会とともに拡大させていく必要がある。

第3の目標「国民の知財民度を高める」

5－1．　児童・生徒・学生

教材・教育ツールの配布やセミナー・発明教室の開催などを通じて、児童、生徒、学生が知的財産に関する知識を習得する機会が増加。

テキストの配布（2006年）

テキスト名	対象	配布等（2006年度）
産業財産権標準副読本「あなたが名前をつける本」	小学校高学年～中学校低学年	小学校　約1400校　約114000部（※1） 中学校　約1000校　約131000部（※1） 高校　　約240校　　約42000部（※1）
産業財産権標準副読本「アイデア活かそう未来へ」	中学校高学年～高等学校低学年	
産業財産権標準副読本「特許から見た産業発展史」	高等学校高学年～大学	
産業財産権標準テキスト総合編／特許編／商標編等	高等学校～大学	大学、高等専門学校　約2800学部・学科　約149000部（※1） 工業・商業・農業高校　約1001校　約66000部（※1）
著作権　中学生向けまんが	中学校	全国の中学3年生

（※1）特許庁「特許行政年次報告書　2007年版」

セミナー（2006年度）

小学生向け	開催回数	252
	参加者数	12,550
中学生向け	開催回数	15
	参加者数	1,036
高校生向け	開催回数	109
	参加者数	9,577
高専学生向け	開催回数	18
	参加者数	1,706
大学生向け	開催回数	43
	参加者数	1,977

（出所）特許庁「特許行政年次報告書　2007年版＜統計・資料編＞」

少年少女発明クラブ

2007年4月1日時点で、全国47都道府県に202のクラブが設置されている。

学校での知的財産教育

それぞれの学校において先生が独自に工夫した知的財産教育を実践する実験協力校が約340校に達するなど、知的財産教育に係る様々な取組が各地で進められている。

5－2.　知財民度に係る課題

児童、生徒、学生が知的財産に関する知識を習得する機会が増え、国民の間に知的財産マインドを広める取組は進められているものの、さらに強化が必要。
また、児童等に知的財産を教える教員・指導者の更なる充実も必要。

知的財産教育支援セミナー

		小学校教員向け	中学校教員向け	高校教員向け	高専教員向け
2005年度	開催回数	10回	1回	19回	1回
	参加者数	219名	16名	629名	53名
2006年度	開催回数	8回	3回	27回	2回
	参加者数	158名	124名	1640名	50名

（出所）特許庁「特許行政年次報告書　2006年版　＜統計・資料編＞」及び「特許行政年次報告書　2007年版　＜統計・資料編＞」

国民全体に知的財産マインドがより一層広がるよう、創造性や知的財産を尊重する態度をはぐくむ教育など、各学校段階に応じた知的財産教育を更に推進すべき。

例えば、

- ○ 児童等に対する知的財産教育の在り方を検討するために、テキストの配布やセミナーの開催に当たりアンケートなどを実施し、教育現場の現状を調査すべき。
- ○ 地域との連携などを通じて、技術者などの専門家による教育・指導の場と機会を充実する一方で、知的財産を教える教員・指導者の育成を強化すべき。

６－１．　研修機関

研修機能の底上げがそれぞれの研修機関で図られているだけでなく、「知的財産人材育成推進協議会」が創設され、研修機関間の情報交換、知的財産人材の育成に関する提言、関係機関の研修情報の発信が行われるようになった。

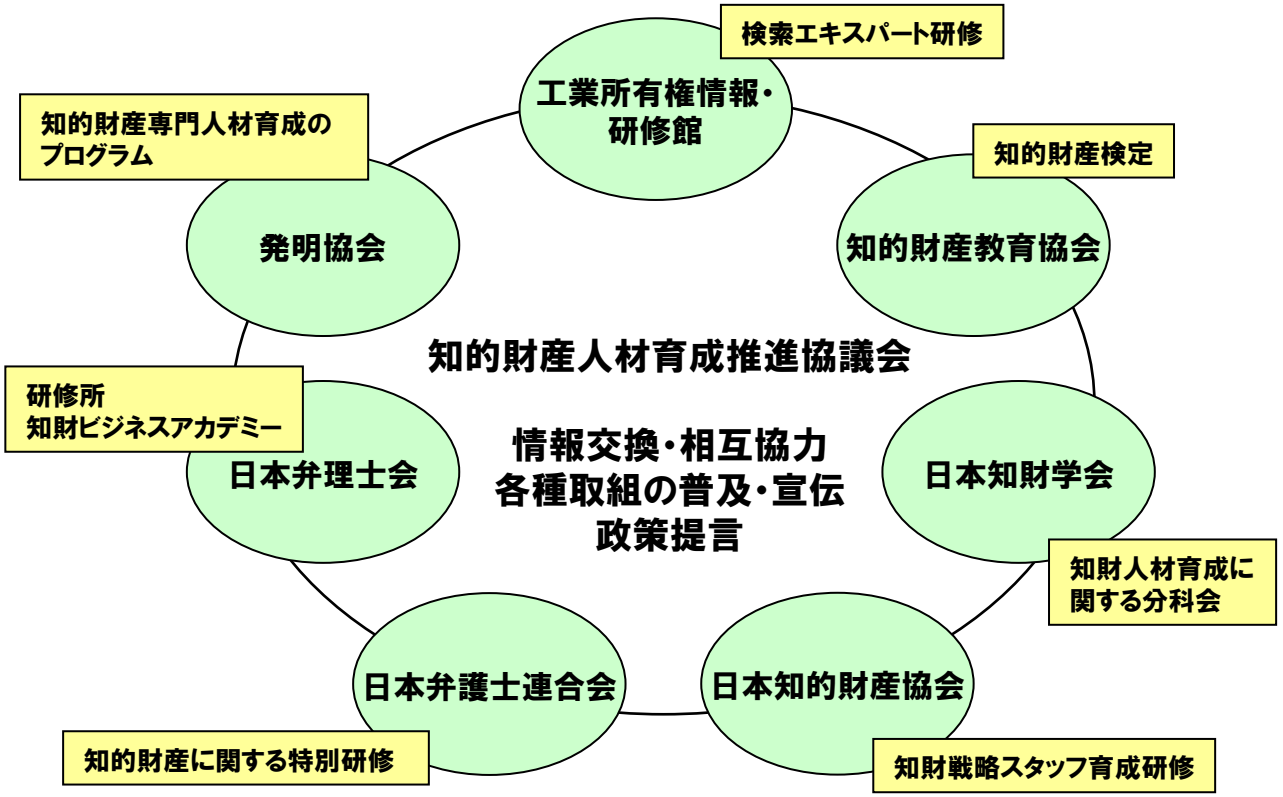

※ □は各機関の研修プログラム等の一例

知的財産人材育成シンポジウム

人材育成上の課題を解決する糸口の提供を目的として、協議会参加機関の共催によるシンポジウムを開催した。

ウェブサイトの開設

関係機関のウェブサイトへのリンクや研修情報が掲載されている。

６－２．　研修機関に係る課題

各研修機関の研修プログラムはその種類や量が増加しているものの、社会のニーズに対する整合性を調整すべきとの指摘がある。

研修機関間の情報交換を活発化して、その連携を強化するとともに、研修機能の更なる底上げを図るべきではないか。

例えば、

- ○研修機関間で相互に研修内容をチェックするなど、社会のニーズに対する漏れや抜けを調査すべき。
- ○受講者が必要な研修を的確に受講できるよう、複数の研修機関の研修を系統立てて整理したうえで情報発信していくべき。
- ○オープン・イノベーションやオープン・ソース・ソフトウェアの出現などの環境変化に対応した知的財産人材を育成するために、産業財産権や著作権などを取り混ぜた研修を充実させていくべき。